

個人情報保護制度

- I 千葉市の個人情報保護制度
- II 個人情報保護制度の実施状況

資 料

- ① 令和4年度に届出のあった個人情報取扱事務一覧
- ② 令和4年度における個人情報開示請求等の処理状況
- ③ 令和4年度における個人情報開示請求等に係る審査請求の処理状況

I 千葉市の個人情報保護制度

1 個人情報保護制度の意義

千葉市は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資するため「千葉市個人情報保護条例」を平成8年4月1日より施行してきました。

この条例は、千葉市の実施機関が保有する個人情報及び民間部門が保有する個人情報について、保護を図るものです。

実施機関が保有する個人情報については、個人情報の収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機処理の制限等の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利等を明らかにしています。

一方、民間部門が保有する個人情報については、その適正な取扱いの確保のため、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発を行うとともに、事業者が保有する個人情報の保護について、事業者の自主的対応を促すための指導助言、苦情相談の処理等、実効性のあるものとしての可能な限りの保護対策を定めています。

（令和3年の個人情報の保護に関する法律の一部改正（令和5年4月1日施行）により、個人情報保護制度が法のもとに一元化され、本市においても法が適用されることとなるため、令和4年第4回定例会で条例を廃止しています。

法改正に伴い、議会が法適用の対象外とされたことを受け、「千葉市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定しています。）

2 制度の変遷

千葉市はこれまで、個人情報保護制度を次のとおり拡充してきました。

施 行 日	内 容
昭和61年10月 1日	千葉市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例施行
平成 8年 4月 1日	千葉市個人情報保護条例施行
平成14年 4月 1日	千葉市個人情報保護条例一部改正（開示に関する手数料の廃止）
（平成17年4月1日）	（個人情報の保護に関する法律施行）
（平成17年4月1日）	（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行）
平成17年 4月 1日	千葉市個人情報保護条例全部改正（利用停止請求の新設、罰則の新設）
	千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行 （旧情報公開制度運営審議会と旧個人情報保護制度運営審議会を統合）
平成18年 4月 1日	千葉市個人情報保護条例一部改正 （千葉市住宅供給公社に指定管理者と同様の義務を課す改正）
平成23年 4月 1日	千葉市個人情報保護条例一部改正（実施機関に病院事業管理者を追加）
平成27年10月 5日	千葉市個人情報保護条例一部改正 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の改正）

平成28年 4月 1日	千葉市個人情報保護条例一部改正 (行政不服審査法の全部改正に伴う所要の改正)
平成30年 4月 1日	千葉市個人情報保護条例一部改正 (個人情報の定義の明確化)
平成31年 4月 1日	千葉市個人情報保護条例一部改正 (要配慮個人情報の定義の新設、電子計算機処理に係る個人情報の提供手続の変更)
令和 5年 3月31日	千葉市個人情報保護条例廃止 (令和5年4月1日より個人情報の保護に関する法律が施行されるため)
令和 5年 4月 1日	個人情報の保護に関する法律施行 千葉市議会の個人情報の保護に関する条例施行

3 制度の主な内容

(1) 個人情報

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号（顔認証データ、DNAデータ、運転免許証番号、旅券番号など）が含まれるもの

(2) 要配慮個人情報

要配慮個人情報とは、本人の人種、信条（思想及び信仰に関するものを含む。）、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして千葉市個人情報保護条例施行規則第1条の2で定める次のいずれかを内容とする記述等が含まれる個人情報をいいます。

ア 身体・知的・精神障害等の心身の機能の障害があること。

イ 健康診断その他の検査の結果

ウ 医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

エ 刑事事件や少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(3) 特定個人情報

特定個人情報とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）第2条第8項に規定する個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいいます。

(4) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会（市及び各区）、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者並びに議会です。

(5) 個人情報取扱事務の届出

ア 実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するに当たっては、一定の事項を市長

に届け出なければなりません。ただし、千葉市の職員等に係る事務及び保存期間が1年未満であるものについては、適用されません。

イ 届出のあった個人情報取扱事務の目録は、市政情報室及びホームページにて市民の閲覧に供しています。

(6) 収集の制限

ア 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人の同意があるとき等を除き、本人から収集しなければなりません。

ウ 実施機関は、法令等に定めがあるとき等を除き要配慮個人情報のうち、信条（思想及び信仰に関するものを含む。）に関する個人情報及び社会的差別の原因となる個人情報を収集してはなりません。

エ 実施機関は、信条等に関する個人情報を収集したときで、一定のものについては、事後に千葉市情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければなりません。

(7) 利用及び提供の制限

ア 実施機関は、本人の同意があるとき等を除き、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供してはなりません。（特定個人情報については、イ、ウ参照。）

イ 実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって本人の同意があるとき等を除き、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関内部で利用してはなりません。

ウ 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはなりません。

エ 実施機関が、実施機関以外のものへ個人情報を提供する場合は、必要に応じ、提供先に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずること等を求めなければなりません。

(8) 電子計算機処理の制限

ア 実施機関が、信条等に関する個人情報を電子計算機により処理しようとするときは、あらかじめ千葉市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければなりません。

イ 実施機関が、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、電子計算機処理に係る個人情報を国等へ提供したときは、遅滞なく、その旨を千葉市情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければなりません。

ウ 実施機関が、個人情報を提供するため、他の実施機関以外のものとの間において、通信回線による電子計算機の結合を行うときは、あらかじめ千葉市情報公開・個人情報保護審議会に意見を聴かなければなりません。ただし、法令等に基づく場合や相手方が国等である場合は、結合後遅滞なく、千葉市情報公開・個人情報保護審議会にその旨を報告するものとしています。

(9) 適正な管理

ア 実施機関は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講じなければなりません。

ウ 実施機関は、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければなりません。

エ 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければなりません。

(10) 職員等の義務

実施機関の職員若しくは職員であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者は、職

務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

(1 1) 委託に伴う措置等

ア 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託（指定管理者に公の施設の管理を行わせ、又は千葉市住宅供給公社に本市の設置する公営住宅若しくは共同施設の管理を行わせることを含む。）に当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。委託を受けた者が、実施機関の承諾を得て、受託業務を再委託する場合も同様です。

イ 受託業務（再委託の場合を含む。）に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

(1 2) 個人情報の開示請求

ア 何人も、実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができます。

イ 開示請求をしようとする者は、本人であることを証明する書類の提示等をしなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、開示請求があった日の翌日から 14 日以内に、当該個人情報を開示するか否かを決定しなければなりません。

エ 開示請求のあった個人情報は原則として開示しますが、次の 7 項目に類型化した情報に該当する個人情報については、例外として開示しないことがあります。

（ア）法令秘情報

（イ）本人の不利益になるおそれのある情報

（ウ）開示請求者以外の個人に関する情報

（エ）法人等情報

（オ）公共安全維持情報

（カ）審議、検討、協議情報

（キ）事務事業執行情報

オ 開示の決定に基づいて開示を受けるには、決定の通知を受けた日から 30 日以内に開示の申出をしなければなりません。

カ 自己に関する個人情報の開示の方法には、公文書の閲覧、視聴若しくは聴取又は写しの交付があります。また、自己に関する個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、実費相当の費用を負担していただきます。

キ 法令等の規定により開示を受けることができる場合には、これと同一の方法による開示を受けることはできません（特定個人情報を除く。）。

(1 3) 個人情報の訂正請求

ア 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することができます。

イ 訂正請求をしようとする者は、当該個人情報の開示を受けた日がわかる書類等を提出しなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、訂正請求があった日の翌日から 30 日以内に、当該個人情報を訂正するか否かを決定しなければなりません。

(1 4) 個人情報の利用停止請求

ア 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報が、収集の制限に違反して収集されたと認めるとき、利用の制限に違反して利用されていると認めるとき、又は廃棄する義務に違反して保有されていると認めるときは、当該個人情報の利用の停止又は削除を請求することができます。

イ 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報が、提供の制限に違反して提供されていると認

めるときは、当該個人情報の提供の停止を請求することができます。

ウ 利用停止（利用の停止、削除又は提供の停止）請求をしようとする者は、当該個人情報の開示を受けた日がわかる書類等を提出しなければなりません。

エ 実施機関は、原則として、利用停止請求があった日の翌日から30日以内に、当該個人情報の利用の停止、削除又は提供の停止をするか否かを決定しなければなりません。

（１５）千葉市個人情報保護審査会

実施機関が行った個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定について、不服申立てがあった場合は、慎重かつ公正な救済を行うため、第三者により構成する附属機関である千葉市個人情報保護審査会を設置し、その答申を尊重して裁決を行うこととしています。

（１６）千葉市情報公開・個人情報保護審議会

千葉市個人情報保護条例によりその権限に属させられた事項を処理するとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について調査審議し、市長に意見を述べる機関として、第三者により構成する附属機関である千葉市情報公開・個人情報保護審議会を設置しています。

（１７）事業者が保有する個人情報の保護

ア 市長は、事業者が自ら個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行います。

イ 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについての苦情相談に対し、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めます。

ウ 本市がその資本金等の2分の1以上を出資する等の法人に対し、千葉市個人情報保護条例に基づく市の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる責務を課しています。

エ 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し、必要に応じ、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は協力の要請に応ずるものとします。

（１８）他の制度との調整等

ア 統計法等の規定により保護措置が講じられた統計調査等により集められた個人情報については、適用されません。

イ 本市の図書館等において閲覧に供し、又は貸出しされている図書等に記録されている個人情報については、適用されません。

4 制度に関する総合窓口

個人情報保護制度を円滑に運営し、市民が利用しやすいものとするため、個人情報の保護についての案内や相談並びに個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の受付、開示の実施その他実施機関が行う個人情報の保護に係る事務は、原則として市政情報室において行います。

Ⅱ 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報取扱事務の届出状況

千葉県個人情報保護条例第6条の規定により、実施機関は、個人情報取扱事務を開始・変更しようとするとき又は廃止したときは、所定の様式を用いて市長に届け出ることとされています。

届出事項は、事務の名称及び目的、対象者の範囲、個人情報の記録項目及び収集先等の6項目と経常的な目的外利用・提供先等の規則で規定する事項となっています。

(1) 個人情報取扱事務の届出の年度別状況

令和4年度は、千葉県個人情報保護条例第6条第1項の規定による開始届が10件、同項の規定による変更届が21件、同条第2項の規定による廃止届が0件あり、令和4年度末現在で現に行われている個人情報取扱事務の件数は2,059件となっています。

年度ごと過去5年間における個人情報取扱事務の届出の状況は、【表1】のとおりです。

【表1】 年度ごとの個人情報取扱事務の届出の状況

(単位：件)

年度	個人情報取扱事務の届出件数				各年度末現在の 事務数
	開始届	変更届	廃止届	合計	
平成30年度	96	87	58	241	1,975
令和元年度	33	22	5	60	2,003
令和2年度	32	8	4	44	2,031
令和3年度	40	44	22	106	2,049
令和4年度	10	21	0	31	2,059

【備考】 個人情報取扱事務の届出件数は令和4年度中に提出された件数であり、翌年度に開始、廃止されるものについては、当該年度末の事務数には反映されません。

(2) 令和4年度に届出のあった個人情報取扱事務の内容

令和4年度に届出のあった個人情報取扱事務の実施機関別の内訳は【表2】のとおりです。

【表2】 届出のあった個人情報取扱事務の実施機関別の内訳（令和4年度）

(単位：件)

実 施 機 関	開 始	変 更	廃 止	合 計
市 長	8	2 1	0	2 9
(共 通)	0	0	0	0
総 務 局	1	0	0	1
総合政策局	1	0	0	1
財 政 局	0	0	0	0
市 民 局	0	1	0	1
保健福祉局	1	0	0	1
こども未来局	1	0	0	1
環 境 局	1	3	0	4
経済農政局	1	0	0	1
都 市 局	1	1 7	0	1 8
建 設 局	0	0	0	0
区 役 所	1	0	0	1
水 道 局	0	0	0	0
会 計 室	0	0	0	0
消 防 長	1	0	0	1
教 育 委 員 会	1	0	0	1
千葉市選挙管理委員会	0	0	0	0
中央区選挙管理委員会	0	0	0	0
花見川区選挙管理委員会	0	0	0	0
稲毛区選挙管理委員会	0	0	0	0
若葉区選挙管理委員会	0	0	0	0
緑区選挙管理委員会	0	0	0	0
美浜区選挙管理委員会	0	0	0	0
人 事 委 員 会	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0
合 計	1 0	2 1	0	3 1

(3) 令和4年度末現在で現に行われている個人情報取扱事務の届出内容

ア 現に行われている個人情報取扱事務の実施機関別の内訳

令和4年度末現在で現に行われている個人情報取扱事務の実施機関別の内訳は、【表3】のとおりです。

イ 現に行われている個人情報取扱事務の届出内容

令和4年度末現在で現に行われている2,059件の個人情報取扱事務は、各々以下の内容について届出がなされています。

(ア) 個人情報の記録項目

(イ) 要配慮個人情報を記録する事務の概要

要配慮個人情報を記録する事務の実施機関別の内訳は、【表4】のとおりです。

(ウ) 信条等を記録する事務の概要

千葉県個人情報保護条例第7条第3項に規定する信条(思想及び信仰に関するものを含む。)に関する個人情報及び社会的差別の原因となる個人情報を記録する事務は7件あり、その概要は【表5】のとおりです。

(エ) 個人情報の収集先

(オ) 個人情報の本人収集の原則の例外

千葉県個人情報保護条例第7条第2項第9号に規定する個人情報の本人収集の原則の例外として千葉県情報公開・個人情報保護審議会から答申を受けている類型は8件あり、その概要は【表6】のとおりです。

(カ) 個人情報の電子計算機処理・結合の状況、経常的な目的外利用の有無及び経常的な目的外提供先

(キ) 個人情報の目的外の利用又は提供の禁止の原則の例外

千葉県個人情報保護条例第8条第1項第6号に規定する個人情報の目的外の利用又は提供の禁止の原則の例外として千葉県情報公開・個人情報保護審議会から答申を受けている類型は7件あり、その概要は【表7】のとおりです。

【表 3】 現に行われている個人情報取扱事務の実施機関別の内訳（令和 4 年度末現在）

（単位：件）

実 施 機 関		事 務 の 区 分			合 計
		共 通	事業所共通	固 有	
市	市 長	3 0	3 0 3	1, 2 3 6	1, 5 6 9
	(共 通)	3 0			3 0
	総 務 局		5 (5)	4 3	4 8 (5)
	総合政策局		0	1 8	1 8
	財 政 局		1 5 (1)	4 0	5 5 (1)
	市 民 局		1 1 (7)	8 4	9 5 (7)
	保健福祉局		2 1 (1 5)	4 1 7	4 3 8 (1 5)
	こども未来局		1	7 2	7 3
	環 境 局		2 1 (1)	1 1 3	1 3 4 (1)
	経済農政局		0	1 1 2	1 1 2
	都 市 局		6	1 9 1	1 9 7
	建 設 局		2 6	9 9	1 2 5
	区 役 所		1 9 7 (1)	2 7	2 2 4 (1)
	水 道 局		0	1 7	1 7
	会 計 室		0	3	3
消 防 長		1 5	5 1	6 4	1 3 0
教 育 委 員 会		1 6	5 3	7 3	1 4 2
千葉市選挙管理委員会		0	0	1 8	1 8
中央区選挙管理委員会		0	0	1 5	1 5
花見川区選挙管理委員会		0	0	1 5	1 5
稲毛区選挙管理委員会		0	0	1 5	1 5
若葉区選挙管理委員会		0	0	1 5	1 5
緑区選挙管理委員会		0	0	1 5	1 5
美浜区選挙管理委員会		0	0	1 5	1 5
人 事 委 員 会		0	0	1 5	1 5
監 査 委 員		1 1	0	1	1 2
農 業 委 員 会		0	0	3 2	3 2
固定資産評価審査委員会		0	0	2	2
病院事業管理者		2 0	3	4	2 7
議 会		1 0	0	1 2	2 2
合 計		1 0 2	4 1 0	1, 5 4 7	2, 0 5 9

【備考】 実施機関「市長」の事務数については、異なる局等にまたがる事業所共通事務（内数を（ ）で表示）が存在するため、内訳の計と必ずしも一致しません。

【表４】 要配慮個人情報記録する事務の実施機関別の内訳（令和４年度末現在）

（単位：件）

実 施 機 関		事 務 の 区 分			合 計
		共 通	事業所共通	固 有	
市	市 長	4	1 6 2	3 4 1	5 0 7
	(共 通)	4			4
	総 務 局		1 (1)	1 5	1 6 (1)
	総合政策局		0	1	1
	財 政 局		8	7 (1)	1 5 (1)
	市 民 局		0	8	8
	保健福祉局		1 6 (1 4)	2 3 1 (8)	2 4 7 (2 2)
	こども未来局		1	3 3 (2)	3 4 (2)
	環 境 局		1	1 7 (1)	1 8 (1)
	経済農政局		0	8	8
	都 市 局		1	1 3	1 4
	建 設 局		1	5	6
	区 役 所		1 3 3	1	1 3 4
	水 道 局		0	2	2
	会 計 室		0	0	0
消 防 長		3	3	1 7	2 3
教 育 委 員 会		2	1 9	2 8	4 9
千葉市選挙管理委員会		0	0	3	3
中央区選挙管理委員会		0	0	6	6
花見川区選挙管理委員会		0	0	6	6
稲毛区選挙管理委員会		0	0	6	6
若葉区選挙管理委員会		0	0	6	6
緑区選挙管理委員会		0	0	6	6
美浜区選挙管理委員会		0	0	6	6
人 事 委 員 会		0	0	5	5
監 査 委 員		2	0	0	2
農 業 委 員 会		0	0	4	4
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0
病院事業管理者		2	3	2 (1)	7 (1)
議 会		2	0	2	4
合 計		1 5	1 8 7	4 3 8	6 4 0

【備考】 実施機関「市長」の事務数については、異なる局等にまたがる事業所共通事務（内数を（ ）で表示）が存在するため、内訳の計と必ずしも一致しません。

【表 5】 信条等を記録する事務の概要

実施機関及び 所掌する組織の名称		事務の名称	信条等を記録する個人情報の 記録項目
市 長	各区保健福祉センター 高齢障害支援課	民生委員・児童委員に関する事務	思想・信条
	市民局生活文化スポーツ部 男女共同参画課	人権擁護委員推薦事務	思想・信条
	保健福祉局	健康福祉部地域包括ケア推進課	思想・信条
		医療衛生部生活衛生課	思想・信条、宗教
		保健所総務課	思想・信条
		保健所環境衛生課	思想・信条、宗教
	こども未来局こども未来部 児童相談所	児童に関する相談援助活動	思想・信条・信仰
	都市局建築部宅地課	開発行為等指導事務（開発行為許可）	思想・信条、宗教
病院局市立青葉病院、市立海浜病院		患者受付事務	思想・信条
		診療内容管理事務	思想・信条
千葉市選挙管理委員会事務局		選挙管理執行事務	思想・信条
各区選挙管理委員会（6区）		選挙管理執行事務	思想・信条

【表 6】 本人収集の原則の例外

	類 型	理由及び附帯事項
1	「栄典、表彰等の選考」 栄典、表彰等を行うため、候補者に関する個人情報を収集する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。	本人から収集すると、情報の客観性、正確性を確保することが困難であり、選考の公正性が損なわれるおそれがあるため。 本人から収集すると、候補者に事前に期待を抱かせるおそれがあるため。
2	「審議会委員等の選任、委嘱」 委員、講師等を選任、委嘱するため、候補者に関する個人情報を当該候補者の所属する団体等から収集する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。	適任者を幅広く求めるため。 本人から収集すると、候補者に事前に期待を抱かせるおそれがあるため。 団体等から推薦を受ける場合、推薦という事務の性質上、本人から収集することができないため。 本人から収集すると、情報の客観性、正確性を確保することが困難であるため。
3	「各種申請、届出等」 申請、届出等を受けるときに、当該申請者、届出者等以外の個人に関する情報を申請者、届出者等から収集する場合	申請者、届出者等以外の者に関する個人情報の提出が、申請、届出等の要件として定められていることがあるため。 住民の負担の軽減、市民サービスの向上や事務の効率的な処理のために必要であると認められる場合があるため。
4	「相談、要望、意見等」 市民等から相談、陳情、要望、意見、苦情、主張等を受けるときに、その内容に当該相談者等以外の個人に関する情報が含まれている場合	相談等の内容は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、その内容に当該相談者等以外の者の個人情報が含まれていても、事務の性質上その部分のみ分離して収集を拒むことができないため。 相談等の内容が、当該相談者等以外の者に関するものであっても、相談等の内容を正確に把握し、適切な事務の処理を行う上で必要であると認められるため。
5	「案内状等送付」 挨拶状、案内状等を送付するため、個人情報を収集する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。	当該実施機関又は他の実施機関が実施した事業の参加者等に対し、関連する事業や催し物等の案内をしたり、儀礼上の必要性等により、挨拶状や関係資料を送付したりする場合があるため。 住民の負担の軽減、市民サービスの向上や事務の効率的な処理のために必要であると認められる場合があるため。
6	「災害対策」 災害発生時に迅速かつ適切な対応を行うため、事前に個人情報を収集する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。	過去の災害の事例や災害時に助けが必要であることが見込まれる個人の情報を事前に集約しておく必要があるため。
7	「防犯カメラ」 市の施設の管理等をするにあたり、個人の映像等の情報を収集する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。	不測の事故、事件等が発生したときに、正確な事実の把握を容易にするために必要であると認められるため。 設置する目的の達成に必要な範囲内で可能な限り、設置している旨をわかりやすい場所に表示するものとする。

8	「ドライブレコーダー」 庁用自動車を運用するにあたり、個人の映像等の情報を収集する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。	不測の事故、事件等が発生したときに、正確な事実の把握を容易にするために必要であると認められるため。 ただし、設置する目的の達成に必要な範囲内で可能な限り、車内及び車外のわかりやすい場所に個人の映像等を含む情報を収集している旨を表示するものとするほか、市職員以外の者が乗車する可能性のある車両又は収集される情報に取扱いに特に配慮を要する個人情報が含まれる蓋然性が高い救急車両等については、ドライブレコーダーを設置し、個人の映像等を含む情報を収集している旨をあらかじめ広く周知をする等の特段の措置を講ずること。
---	---	---

【表 7】 目的外の利用又は提供の禁止の原則の例外

	類 型	理 由
1	「栄典、表彰等の選考」 栄典、表彰等を行うため、候補者に関する個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	本人から収集すると、情報の客観性、正確性を確保することが困難であり、選考の公正性が損なわれるおそれがあるため。 本人から収集すると、候補者に事前に期待を抱かせるおそれがあるため。
2	「研究、統計資料作成」 専ら学術研究又は統計資料作成のために、個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合 この場合、原則として、特定の個人が識別されない形式で利用し、又は提供するものとする。ただし、特定の個人の識別ができなければ学術研究等の目的を達成することができず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限り、識別性を有する形式で利用し又は提供することができるものとするが、統計資料作成後は速やかに個人情報を識別できない形式で取り扱うものとする。	学術研究又は統計資料の作成において、研究等の成果が公益に資するなど、公益上の必要性が認められるため。
3	「案内状等の送付」 挨拶状、会議等の案内等を送付するために個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	実施機関が実施した事業の参加者等に対し、関連する事業や催し物等の案内をしたり、審議会等の委員に対し、儀礼上の必要性等から挨拶状や関係資料を送付したりする場合があるため。
4	「アンケート対象者の抽出」 アンケート調査や実態調査等を行うときに、対象者を選定するため、個人情報を実施機関内部で利用したり、他の実施機関に提供したりする場合 ただし、当該個人情報を使用することに公益上の必要がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	事務事業に係るアンケートを行うときに、対象者を抽出することが事務の性質上必要である場合があるため。
5	「報道機関への提供」 報道機関へ発表し、又は報道機関からの取材に対応するため、個人情報を提供する場合 ただし、市民等に知らせることに個人情報保護の利益を上回る利益を有し、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、報道された場合の影響等から判断して、社会通念上許容される範囲内で報道機関へ提供することが必要な場合があるため。 事故等特別の理由があるときに、発表することが公益上必要なことがあるため。
6	「弁護士法の規定に基づく提供」 弁護士法第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づく弁護士会からの照会に応じて個人情報を提供する場合 ただし、当該個人情報を使用することに公益上の必要がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	法律の規定に基づく照会であり、当該規定の趣旨を踏まえて対処することが必要である場合があるため。 提供先の事務の公益性、個人情報の取扱方法等と市側の公益上の必要性、提供することによる支障の有無等を総合的に考慮した上で、弁護士会等へ提供する必要があると認められる場合があるため。
7	「訴訟資料の裁判所への提出」 争訟の当事者等である市が訴訟資料を裁判所に提出するため、個人情報を提供する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	市が争訟の当事者等であり、十分な主張立証を尽くすためには、訴訟資料を裁判所に提出することが必要な場合があるため。

2 開示請求の件数及びその処理状況

(1) 年度別状況

ア 個人情報の開示請求の件数及びその処理状況

年度ごと（過去５年間）の個人情報の開示請求の件数及びその処理状況は、【表８】のとおりです。

イ 写しの交付費用の徴収状況

個人情報の開示を写しの交付により行う場合の年度ごと（過去５年間）の市政情報室においての写しの交付費用の徴収状況は、【表９】のとおりです。

なお、令和４年度において、開示対象となる個人情報が記載されている公文書は、６７２枚でした。

【表８】 年度ごとの開示請求の件数及びその処理状況

(単位：件)

年度	開示請求 件数	処 理 件 数							月平均 請求件数
		開示 決定	部分 開示 決定	不開示決定			取下げ		
				不開示 情報	不存在 等	小計			
平成３０年度	７ ７	８ ２	３ １	２ ９	０	７	７	１ ５	６． ４
令和元年度	８ ６	９ ７	２ ６	２ ９	０	２ ２	２ ２	２ ０	７． ２
令和２年度	７ ０	９ ０	２ ７	３ ３	０	１ ５	１ ５	１ ５	５． ８
令和３年度	９ ８	１ ８ ８	６ ９	５ ６	０	４ ８	４ ８	１ ５	８． ２
令和４年度	６ ３	７ ５	２ ０	３ ９	０	９	９	７	５． ３

- 【備考】 ① １件の開示請求に対し、複数の決定が行われる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しません。
- ② 「不開示情報」とは、開示請求に係る個人情報に千葉市個人情報保護条例第１５条各号のいずれかに該当する情報が記録されていることにより、開示しない旨の決定がなされた場合をいいます。
- ③ 「不存在等」とは、開示請求に係る個人情報が存在しないこと、開示請求の対象となる個人情報でないこと、又は開示請求に係る個人情報を特定することができないこと等により、開示しない旨の決定がなされた場合をいいます。

【表９】 年度ごとの写しの交付費用の徴収状況

年度	写しの交付申出 件数（件）	枚 数（枚）	金 額（円）
平成３０年度	５４（７）	２，１１５（２４５）	２１，４００（２，４５０）
令和元年度	４１（４）	７２０（７６）	８，２２０（７６０）
令和２年度	３７（３）	７４８（１８）	７，７９０（１８０）
令和３年度	５７（１）	１，８７３（２２）	１７，７８０（２２０）
令和４年度	５２（６）	６４１（１７３）	６，２８０（１，７３０）

【備考】（ ）は、前年度に開示請求のあった分の内数を示します。

なお、写しの交付費用は、白黒コピーについては1枚10円、カラーコピーについては1枚20円、CD-Rについては1枚100円、DVD-Rについては1枚120円を徴収しています。

(2) 令和4年度の状況

令和4年度の個人情報の開示請求の件数及びその処理状況は、次のとおりです。

ア 実施機関別の処理状況

実施機関別の個人情報の開示請求の件数及びその処理状況は、【表10】のとおりです。

イ 請求の内容別状況

個人情報の開示請求の内容別状況は、【表11】のとおりです。

ウ 開示請求者の状況

開示請求者の実人員は54人であり、1人当たりの開示請求の件数は、5件（1人）、3件（1人）、2件（2人）、及び1件（50人）でした。

エ 部分開示・不開示決定の不開示理由別の状況

部分開示決定及び不開示決定の不開示理由別の状況は、【表12】のとおりです。

【表10】 実施機関別の開示請求の件数及びその処理状況（令和4年度）

（単位：件）

実 施 機 関	開 示 請 求 件 数	処 理 件 数						取下げ
		開 示 決 定	部 分 開 示 決 定	不 開 示 決 定				
				不 開 示 情 報	不 存 在 等	小 計		
市 長	57	69	20	34	0	8	8	7
財 政 局	1	2	0	1	0	1	1	0
保健福祉局	9	12	6	3	0	3	3	0
こども未来局	14	15	1	13	0	0	0	1
区 役 所	33	40	13	17	0	4	4	6
消 防 長	1	1	0	1	0	0	0	0
教 育 委 員 会	5	5	0	4	0	1	1	0
合 計	63	75	20	39	0	9	9	7

【備考】 ① 1件の開示請求に対し、複数の決定が行われる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しません。

② 「不開示情報」とは、開示請求に係る個人情報に千葉市個人情報保護条例第15条各号のいずれかに該当する情報が記録されていることにより、開示しない旨の決定がなされた場合をいいます。

③ 「不存在等」とは、開示請求に係る個人情報が存在しないこと、開示請求の対象となる個人情報でないこと、又は開示請求に係る個人情報を特定することができないこと等により、開示しない旨の決定がなされた場合をいいます。

【表 11】 開示請求の内容別状況（令和 4 年度）

（単位：件）

請 求 内 容	件数	構成比
児童相談所関係情報（経過観察記録等）	14	19%
住民基本台帳関係情報（交付申請書、発行履歴等）	8	11%
戸籍関係情報（交付申請書）	8	11%
印鑑証明関係情報（印鑑証明書発行履歴等）	8	11%
生活保護関係情報（相談記録等）	3	4%
その他	31	43%
合 計	72	100%

【備考】 1 件の開示請求の内容が、複数の区分に該当することがあるため、実際の請求件数とは一致しません。

【表 12】 不開示理由別の状況（令和 4 年度）

（単位：件）

不開示理由	件数	構成比	不開示情報の具体例
不 開 示 情 報	68	91%	
第 1 号（法令秘情報）	3	4%	虐待通告者の情報
第 2 号（本人不利益情報）	0		
第 3 号（第三者情報）	36	48%	開示請求者以外の相談者
第 4 号（法人等情報）	2	3%	保守点検者の守秘義務情報
第 5 号（公共安全維持情報）	1	1%	精神科医の診断書
第 6 号（審議、検討、協議情報）	0		
第 7 号（事務事業執行情報）	26	35%	関係機関との連絡等
不 存 在	7	9%	
特 定 不 能	0		
合 計	75	100%	

【備考】 1 件の決定に対し、複数の不開示理由が該当する場合があります。

3 訂正請求の件数及びその処理状況

(1) 年度別状況

年度ごとの個人情報の訂正請求の件数及びその処理状況は、【表 13】のとおりです。

【表 13】 年度ごとの訂正請求の件数及びその処理状況

(単位：件)

年度	訂正請求 件数	処 理 件 数					月平均 請求件数
			訂正 決定	部分訂正 決定	不訂正 決定	取下げ	
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	1	1	0	0	1	0	0.1
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0

(2) 令和4年度の状況

令和4年度において個人情報の訂正請求は、ありませんでした。

4 利用停止請求の件数及びその処理状況

(1) 年度別状況

年度ごとの個人情報の利用停止請求の件数及びその処理状況は、【表 14】のとおりです。なお、制度実施から平成 29 年度までにおいて個人情報の利用停止請求（旧条例においては削除請求）は、ありませんでした。

【表 14】 年度ごとの利用停止請求の件数及びその処理状況

(単位：件)

年度	利用停止 請求件数	処 理 件 数					月平均 請求件数
			利用停止 決定	部分利用 停止決定	不利用 停止決定	取下げ	
平成 30 年度	2	2	2	0	0	0	0.2
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0
令和 2 年度	0	0	0	0	0	0	0
令和 3 年度	1	0	1	0	0	0	0.1
令和 4 年度	0	0	0	0	0	0	0

(2) 令和 4 年度の状況

令和 4 年度において個人情報の利用停止請求は、ありませんでした。

5 審査請求の件数及びその処理状況

(1) 年度別状況

年度ごとの個人情報の開示請求及び訂正請求に係る審査請求の件数及びその処理状況は、
【表 15】のとおりです。なお、制度実施から令和3年度までにおいて個人情報の利用停止請求(旧
 条例においては削除請求)に係る不服申立ては、ありませんでした。

【表 15】 年度ごとの開示請求及び訂正請求の決定に対する審査請求の件数及びその処理状況

(単位：件)

年度	審査請求件数		処理件数（各年度末現在）							
			決定又は裁決済					取下 げ	審査会 に 諮問中	実施機 関にて 検討中
	継続 案件	新規 案件		認容	一部 認容	棄却	却下			
平成30年度	8	8	10	3	0	5	2	0	1	5
令和元年度	6	1	5	2	0	1	2	1	0	1
令和2年度	1	3	2	0	0	0	2	0	1	1
令和3年度	2	4	3	1	0	1	1	0	1	2
令和4年度	3	0	1	0	0	0	1	1	1	0

(2) 令和4年度の状況

令和4年度になされた個人情報の開示請求に係る審査請求は、**【表 16】**のとおりです。

【表 16】 審査請求の状況（令和4年度）

(令和5年3月31日現在)

審査請求日	審査請求に係る処分	処分者	処理状況
R3. 11. 15	「新型コロナウイルスワクチン接種業務委託契約に係るコールセンター業務日報」に係る不訂正決定	市長	審査会に 諮問中
R4. 2. 3	「・令和〇年〇月〇日郵送された土地価格表の評価額に関わる鑑定書及び価格決定に至る文書、決裁書 ・令和〇年〇月〇日事業認可告示時の土地の価格を決定した評価額に関わる鑑定書及び価格決定に至る文書、決裁文書」に係る部分開示決定	市長	却下
R4. 3. 18	「〇年〇月〇日付けでレターパックで送った内容についてすべて」に係る部分開示決定	市長	取下げ

6 千葉市個人情報保護審査会の運営状況

個人情報の開示請求、訂正請求又は利用停止請求（旧条例においては削除請求）に対する決定について、審査請求があった場合に、処分庁又は審査庁の諮問に応じて審査を行う機関として、千葉市個人情報保護条例第45条の規定により、千葉市個人情報保護審査会が置かれています。

（１）年度別状況

個人情報の開示請求及び訂正請求に係る審査請求についての年度ごと（過去5年間）の千葉市個人情報保護審査会への諮問の件数及びその処理状況は、【表17】のとおりです。

【表17】 年度ごとの千葉市個人情報保護審査会への諮問の件数及びその処理状況

（単位：件）

年度	案件の区分		審議等の状況		
	継続案件	新規案件	答 申	審議中	取下げ
平成30年度	1	5	5	1	0
令和元年度	1	0	1	0	0
令和2年度	0	1	0	1	0
令和3年度	2	1	2	1	0
令和4年度	1	0	0	1	0

（２）令和4年度の状況

令和4年度の審査会の開催の状況は、【表18】のとおりです。

【表18】 千葉市個人情報保護審査会の会議開催の状況

名 称	開催日	主 な 審 議 内 容
第124回審査会	R4. 4. 28	諮問第31号について

《参考》 千葉市個人情報保護審査会委員名簿

（令和4年4月1日～令和6年3月31日）

氏 名	役 職	備 考
井原 真吾	弁護士	職務代理者
栗原 春江	人権擁護委員、元千葉市立小学校長	
下井 康史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	会長
田部井 彩	中央学院大学法学部准教授	
松田 浩一	弁護士	

7 簡易開示の実施状況

千葉市個人情報保護条例第26条の規定により実施機関があらかじめ定めた個人情報については、口頭により開示請求を行い、即時の開示を受けることができます。

実施機関があらかじめ定め告示した簡易開示を行うことができる個人情報及び令和4年度における簡易開示の実施状況は、それぞれ【表19】、【表20】のとおりです。

【表19】簡易開示を行うことができる個人情報

実施機関	告示日	試験等の名称	簡易開示を行うことができる個人情報
教育委員会	H14. 12. 17	市立高等学校 入学者選抜	学力検査の総合得点及びその教科別得点
			調査書
	H19. 12. 11	市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜	適性検査Ⅰ・Ⅱの得点
			報告書
	H25. 12. 16	市立高等特別支援学校入学者選考	調査書並びに学力検査等の総合得点及びその教科別得点

【表20】簡易開示の実施状況（令和4年度）

実施機関	簡易開示を実施した個人情報 (開示した内容)			対 象 者 (人)	利 用 者 (人)	利 用 率 (%)
教育委員会	市立高等学校 入学者選抜	市立千葉 高等学校	学力検査の総合得点及びその教科別得点	545	370	67.9
			調査書	549	349	63.6
		市立稲毛 高等学校	学力検査の総合得点及びその教科別得点	196	152	77.6
			調査書	197	148	75.1
	市立稲毛国際中等教育学校 入学者選抜	報告書		321	219	68.2
		適性検査Ⅰ・Ⅱの得点		831	263	31.6
	市立高等特別支援学校入学 者選考	調査書		44	13	29.5
		学力検査等の各総合得点及び教科別得点		44	19	43.2
平 均						56.2

8 指定管理者への個人情報開示申出等の件数及びその処理状況

(1) 開示申出の件数及びその処理状況

令和4年度において指定管理者に対する個人情報開示申出等は、ありませんでした。

(2) 訂正申出の件数及びその処理状況

令和4年度において指定管理者に対する個人情報の訂正申出は、ありませんでした。

(3) 利用停止申出の件数及びその処理状況

令和4年度において指定管理者に対する個人情報の利用停止申出は、ありませんでした。

(4) 審査申出の件数及びその処理状況

令和4年度において指定管理者に対する審査申出は、ありませんでした。

9 出資等法人への個人情報開示申出等の件数及びその処理状況

(1) 開示申出の件数及びその処理状況

令和4年度における出資等法人に対する個人情報の開示申出は、ありませんでした。

(2) 訂正申出の件数及びその処理状況

令和4年度において出資等法人に対する個人情報の訂正申出は、ありませんでした。

(3) 利用停止申出の件数及びその処理状況

令和4年度において出資等法人に対する個人情報の利用停止申出は、ありませんでした。

(4) 審査申出の件数及びその処理状況

令和4年度において出資等法人に対する審査申出は、ありませんでした。

10 その他

(1) 事業者への指導助言

令和4年度においては、千葉市個人情報保護条例第48条に規定する事業者の自主的対応のための指導助言はありませんでした。

(2) 事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の処理のあっせん等

令和4年度においては、千葉市個人情報保護条例第49条に規定する事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の処理のあっせん等はありませんでした。

(3) 実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の処理

令和4年度においては、千葉市個人情報保護条例第53条に規定する実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出はありませんでした。

(4) 個人情報の漏えい、滅失、き損等の事案の状況

令和4年度に、実施機関において個人情報の漏えい等が発生したと認められる事案の発生状況、発生形態、事案ごとの漏えい等の個人の数及び対応状況は【表21】、【表22】、【表23】及び【表24】のとおりです。

【表21】 事案の発生状況（令和4年度）

（単位：件）

	市 長				病院局	教育委員会	その他	合計
	市民局	保健福祉局	区役所	その他				
55	4	16	24	11	1	12	0	68

【表 22】 事案の発生形態（令和 4 年度）（単位：件）

誤送信・誤送付	誤交付	紛失	その他	合計
3 7	1 0	1 4	7	6 8

【表 23】 事案ごとの漏えい等の個人の数（令和 4 年度）（単位：件）

情報の種類		個人の数					合計
市民等	職員等	1 人～5 人	6 人～50 人	51～100 人	101 人以上	不明	
6 7	1	5 5	1 0	0	3	0	6 8

【表 24】 事案への対応状況（令和 4 年度）（単位：件）

事案の公表	情報の回収・ 削除等の措置依頼	再発防止策	事案の 件数
3	2 6	6 8	6 8

【備考】 1 つの案件において複数の対応を取っているため、対応件数の計と事案件数は一致しません。